

特別養護老人ホーム グランデパール

運 営 規 程

第 1 章 施設の目的及び運営の方針

(施設の目的)

第 1 条 社会福祉法人常山福祉会が運営する特別養護老人ホームグランデパール（以下「施設」という。）は、ユニット型特別養護老人ホームとして、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定介護福祉施設サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 施設は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。PDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上を図る。

(施設の名称及び所在地)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 特別養護老人ホームグランデパール

(2) 所在地 玉野市用吉 1 6 7 6 番地 1

第 2 章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者及び職務分掌)

第 4 条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1 人（常勤）

施設従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 副施設長 1 人（常勤）

施設長を補佐し、施設従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。

(3) 医 師 1 人（非常勤）

入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 生活相談員 1 人以上（常勤）

入居者又はその家族からの相談に応じ、入居者の自立支援を行う。

(5) 介護職員 1 8 人以上（常勤又は非常勤）

入居者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の援助を行う。

(6) 看護職員 2人以上(常勤)

入居者の健康状態の把握と、医師の指示に基づき看護業務を行う。

なお、介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入居者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とする。

(7) 栄養士又は管理栄養士 1人以上(常勤)

食事の献立作業、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行う。

(8) 機能訓練指導員 1人以上(常勤)

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(9) 介護支援専門員 1人以上(常勤)

施設サービス計画の作成等を行う。

(10) 事務員等 1人(常勤又は非常勤)

施設に必要な庶務及び経理事務を行う。

- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。なお、従業者の員数については(介護予防)短期入所生活介護事業所を含む。

(勤務体制の確保)

第5条 施設は、入居者に対し適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。昼間については、ユニットごとに常時1人以上の、夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。また、ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。
- 3 施設は、施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入居者に対するサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 施設は、従業者に対し、資質向上のための研修の機会を確保する。その際、施設は、全ての従業者(政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる。
- 5 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場及び介護現場におけるハラスメント防止に向けて組織内体制を整備するとともに、ハラスメント又はハラスメントの可能性がある事案が発生した場合について必要な措置を講じる。

第3章 入居定員

(入居定員)

第6条 施設の入居定員は、50人とする。

(居室の定員)

第7条 一つの居室の定員は、1人とする。

第4章 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第8条 ユニットの数は5とし、入居定員は10人とする。

(定員の遵守)

第9条 施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない場合は、この限りでない。

第5章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 施設は、サービス提供の開始に際しては、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他入居申込者のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第11条 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第13条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入退居)

第15条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供する。

2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申

込者を優先的に入居させるよう努める。

- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。
- 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討する。
- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議する。
- 6 前2項の検討の結果、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画等の作成の援助に資するため、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供や保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービスの提供の記録)

第16条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を被保険者証に記載する。

- 2 施設は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(利用料等の受領)

第17条 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用(食費)

(2) 居住に要する費用(居住費)

利用者負担段階	食費(円/日)	居住費(円/日)
第1段階	300	880
第2段階	390	880
第3段階①	680	1,370
第3段階②	1,420	1,470
第4段階	1,545	2,600

所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働大臣が定める者については、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。

居住費については、居室入居者の承諾を得て、短期入所の居室として利用を行った場合、徴収を行わない。

- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用
- (4) 理美容代（実費）
- (5) 予防接種等の健康管理費用（実費）
- (6) 口座引落とし手数料（実費）
- (7) 個人使用家電の電気代（定額）

- ・入居者が個人の使用に供する家電製品（テレビ、冷蔵庫、電気毛布、携帯電話充電器、医療器具、電気シェーバー、その他施設が認めた機器）を居室内のコンセントに接続して使用する場合、その利用に伴う電気代として、月額３００円を徴収する。
- ・電気代は、当該家電製品を居室内コンセントに接続した月について、使用日数に関わらず月額３００円を徴するものとする。
- ・家電製品の使用を中止した場合は、翌月分から電気代の徴収を停止する。
- ・電気代の額及び徴収方法は重要事項説明書に記載する。
- ・家電製品の持ち込み及び使用にあたっては、事前に施設へ申請し、施設が安全上支障がないと認めた場合に限り許可する。
- ・徴収に当たっては、事前に入居者又は家族に説明を行い、同意を得る。

(8) 郵送代（実費）

- ・請求書、領収書その他の書類については、原則アプリ等を用いて電子的に提供する。
- ・入居者又はその家族が郵送による提供を希望する場合、その郵送に係る費用（切手代）は、入居者の負担とする。
- ・郵送費用の額は、郵便料金の改定等に応じて変更する。
- ・郵送を希望する場合は、事前に施設へ申し出ることとし、同意を得て対応する。

- (9) 前各号に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。栄養補助食品等を含む。（実費）

4 施設は、前各項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得る。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第18条 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

（サービスの取扱方針）

第19条 サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。
- 4 サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 従業者は、サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- 6 施設は、サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 施設は、身体的拘束等の適正化を図るための必要な措置を講じる。
- 9 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画の作成)

第20条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、施設サービス計画原案に位置付けた担当者に対する照会等により、原案の内容について、専門的な見地からの意見を求める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、入居者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握

を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行う。特段の事情がない限り、定期的に入居者に面接し、モニタリング結果を記録する。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

(1) 入居者が、要介護更新認定を受けた場合

(2) 入居者が、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(介護)

第21条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。

5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に交換する。

6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

7 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

8 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

9 施設は、入居者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

第22条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行う。

3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第23条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第24条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、同意を得て代行する。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第25条 施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(栄養管理)

第26条 施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(口腔衛生の管理)

第27条 施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(健康管理)

第28条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第29条 施設は、入居者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

(入居者に関する市町村への通知)

第30条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第6章 施設の利用に当たっての留意事項

(外出及び外泊)

第31条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第32条 入居者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断等は、特別な理由がない限り受けるものとする。

(衛生保持)

第33条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第34条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時等の対応)

第35条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、あらかじめ配置医師による対応又はその他の方法による対応方針を定める。

2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行う。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第36条 施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備する。

2 施設は、非常災害に備え、少なくとも6月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。なお、避難訓練のうち1回は、夜間を想定した避難訓練を行うものとする。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第9章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待の防止)

第37条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の措置を講じる。

- (1) 虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を定期的を開催し、結果に従業者

に周知徹底する。

(2) 「虐待の防止のための指針」を整備する。

(3) 虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）、新規採用時に開催する。

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置する。

第10章 その他施設の運営に関する重要事項

（業務継続計画の策定等）

第38条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

（衛生管理等）

第39条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療機器の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。

（協力医療機関等）

第40条 施設は、入居者の病状の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関及び緊急時に原則入院できる体制を確保した協力病院を定める。

2 施設は、年に1回以上、協力医療機関と入居者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や取り決めの内容等を県に届け出る。

3 新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決め、協議を行う。

4 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居できるように努める。

5 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定める。

（掲示及び広告）

第41条 施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

2 施設は、施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとならないようにする。

（秘密保持等）

第42条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第43条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第44条 施設は、サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、提供したサービスに関し、市町村からの文書の提出若しくは提示の求め、又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じる。また、市町村が行う調査に協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。
- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 施設は、提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域との連携等)

第45条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

- 2 施設は、運営に当たっては、提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第46条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するための組織内体制を整備し、事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合への対応を適切に行う。

- 2 施設は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第47条 施設は、サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第48条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に関するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他)

第49条 この規程に定めのない事項については、厚生労働省令並びに介護保険法の定めるところによる。

附 則

この運営規程は、平成24年1月1日より施行する。

平成26年5月1日 一部改正

平成30年9月1日 一部改正

令和元年10月1日 一部改正

令和3年 6月4日 一部改正し、令和3年4月1日から遡及適用する。

令和3年12月22日 一部改正し、令和3年8月1日から遡及適用する。

令和5年12月1日 一部改正

令和6年 4月1日 一部改正

令和6年 8月1日 一部改正

令和8年 8月1日 一部改正